明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（一七七）　二

○令和六年能登半島地震による災害に係る特定義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令（一七八）　三

○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一七九）　三

〔府令・省令〕

○新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**四）　六

〔省　令〕

○地方団体に対して交付すべき令和六年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（**総務**四六）　七

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令（**法務**三三）　一八

○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（**同**三四）　二〇

〔告　示〕

○令和三年総務省告示第二百五十七号の一部を訂正する件（**総務**一四九）　三

○令和四年総務省告示第三百六十六号の一部を訂正する件（**同**一五〇）　三

○令和五年総務省告示第百十七号の一部を訂正する件（**同**一五一）　三

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**一五二）　三

○国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額の一部を改正する件（**同**一五三）　三

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（**法務**一一二）　四

○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一七七号）（警察庁）　一八

1　司法書士等が取引時確認をしなければならない業務から、刑事手続に係る保証金又は監督保証金の納付についての代理等に係る業務を除くこととした。（第八条関係）

2　この政令は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二八号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月一五日）から施行することとした。

○令和六年能登半島地震による災害に係る特定義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令（政令第一七八号）（総務省）　四

1　令和六年能登半島地震による災害による申請等の義務の不履行について、当該義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たな免責に係る期限を次のとおり定めることとした。

㈠　道路運送車両法第一二条第一項の規定による申請等の義務の不履行について、免責に係る期限は令和六年六月三〇日とした。（第一条関係）

㈡　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二一条第一項の規定による書類の作成等の義務の不履行について、免責に係る期限は令和六年七月三一日とした。（第二条関係）

㈢　宗教法人法第二五条第一項の規定による毎会計年度終了後の財産目録及び収支計算書の作成等の義務の不履行について、免責に係る期限は令和六年一〇月三一日とした。（第三条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一七九号）（財務省）　三

1　令和七年に開催される二〇二五年日本国際博覧会を記念するため発行する五〇〇円の貨幣及び国立公園制度一〇〇周年を記念するため発行する一、〇〇〇円の貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）

2　1に掲げる記念貨幣のうち、国立公園制度一〇〇周年を記念するため発行する一、〇〇〇円の貨幣の発行枚数にあっては二四万枚に改めることとした。（別表第三関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

本号で公布された法令のあらまし

◇犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一七七号）（警察庁）

司法書士等が取引時確認をしなければならない業務から、刑事手続に係る保証金又は監督保証金の納付についての代理等に係る業務を除くこととした。（第八条関係）

この政令は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二八号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月一五日）から施行することとした。

◇令和六年能登半島地震による災害に係る特定義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令（政令第一七八号）（総務省）

令和六年能登半島地震による災害による申請等の義務の不履行について、当該義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たな免責に係る期限を次のとおり定めることとした。

㈠　道路運送車両法第一二条第一項の規定による申請等の義務の不履行について、免責に係る期限は令和六年六月三〇日とした。（第一条関係）

㈡　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二一条第一項の規定による書類の作成等の義務の不履行について、免責に係る期限は令和六年七月三一日とした。（第二条関係）

㈢　宗教法人法第二五条第一項の規定による毎会計年度終了後の財産目録及び収支計算書の作成等の義務の不履行について、免責に係る期限は令和六年一〇月三一日とした。（第三条関係）

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一七九号）（財務省）

令和七年に開催される二〇二五年日本国際博覧会を記念するため発行する五〇〇円の貨幣及び国立公園制度一〇〇周年を記念するため発行する一、〇〇〇円の貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）

1に掲げる記念貨幣のうち、国立公園制度一〇〇周年を記念するため発行する一、〇〇〇円の貨幣の発行枚数にあっては二四万枚に改めることとした。（別表第三関係）

この政令は、公布の日から施行することとした。

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和六年四月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百七十七号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の規定に基づき、この政令を制定する。

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「保釈」を「刑事手続」に改め、「保証金」の下に「若しくは監督保証金」を加える。

附　則

この政令は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月十五日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一

令和六年能登半島地震による災害に係る特定義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令をここに公布する。

御名御璽

令和六年四月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百七十八号

令和六年能登半島地震による災害に係る特定義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路運送車両法第十二条第一項の規定による申請等の義務の不履行についての免責期限）

第一条　令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和六年政令第五号）第一条の規定により特定非常災害として指定された令和六年能登半島地震による災害に係る特定義務（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第四条第一項に規定する特定義務をいう。以下同じ。）の不履行であって、次に掲げる義務に係るものについての同法第四条第三項に規定する免責に係る期限（以下「免責期限」という。）は、令和六年六月三十日とする。

一　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第十二条第一項の規定による申請の義務

二　道路運送車両法第十三条第一項の規定による申請の義務

三　道路運送車両法第十五条第一項の規定による申請の義務

四　道路運送車両法第十六条第二項の規定による届出の義務

五　道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の変更記録を受ける義務

六　道路運送車両法第六十九条第一項の規定による自動車検査証の返納の義務

七　道路運送車両法第六十九条の二第一項の規定による届出の義務

（公益法人認定法第二十一条第一項の規定による書類の作成等の義務の不履行についての免責期限）

第二条　令和六年能登半島地震による災害に係る特定義務の不履行であって、次に掲げる義務に係るものについての免責期限は、令和六年七月三十一日とする。

一　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号。次号及び第三号において「公益法人認定法」という。）第二十一条第一項の規定による同項に規定する書類の作成及び備置きの義務

二　公益法人認定法第二十一条第二項の規定による同項各号に掲げる書類の作成及び備置きの義務

三　公益法人認定法第二十二条第一項の規定による公益法人認定法第二十一条第四項に規定する財産目録等の提出の義務

四　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下この号において「整備法」という。）第百二十七条第三項の規定による一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百二十九条第一項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等及び整備法第百二十七条第一項に規定する公益目的支出計画実施報告書の提出の義務

（宗教法人法第二十五条第一項の規定による毎会計年度終了後の財産目録及び収支計算書の作成等の義務の不履行についての免責期限）

第三条　令和六年能登半島地震による災害に係る特定義務の不履行であって、次に掲げる義務に係るものについての免責期限は、令和六年十月三十一日とする。

一　宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）第二十五条第一項の規定による毎会計年度終了後の財産目録及び収支計算書の作成の義務

二　宗教法人法第二十五条第四項の規定による同条第二項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる書類の写しの提出の義務

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
文部科学大臣　盛山　正仁
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年四月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百七十九号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五条第三項及び第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第六十七号を第六十八号とし、第四十九号から第六十六号までを一号ずつ繰り下げ、同表第四十八号中

「

素材	銀
品位	純銀
量目	三十一・一グラム
形式	 
直径	四十ミリメートル
彩色	白色、灰色、黒色、青色、青紫色、赤色、茶色、オレンジ色及び緑色

」

を

素材	銀
品位	純銀
量目	三十一・一グラム
形式	 
直径	四十ミリメートル
彩色	白色、灰色、黒色、青色、青紫色、ピンク色、赤色、茶色、オレンジ色及び緑色

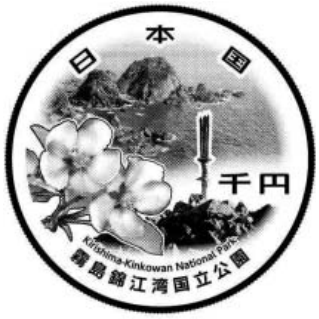
素材	銀
品位	純銀
量目	三十一・一グラム
形式	 
直径	四十ミリメートル
彩色	白色、黒色、青緑色、青色、青紫色、ピンク色、赤色、茶色及び黄緑色

素材	銀
品位	純銀
量目	三十一・一グラム
形式	 
直径	四十ミリメートル
彩色	白色、灰色、黒色、青色、青紫色、ピンク色、赤色、黄土色、黄緑色及び緑色

に

改め、同号を同表第四十九号とし、同表中第四十七号を第四十八号とし、第二十八号から第四十六号までを一号ずつ繰り下げ、第二十七号の次に次の一号を加える。

二十八	五百円の貨幣のうち令和七年に開催される二千二十五年日本国際博覧会を記念するため発行するもの

素材	銀
品位	純銀
量目	三十一・一グラム
形式	 
直径	四十ミリメートル
彩色	白色、灰色、黒色、青色、青紫色、ピンク色、赤色、茶色、黄色、黄緑色及び緑色

素材	ニッケル黄銅、白銅及び銅
品位	千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五
量目	七・一グラム
形式	     
直径	二十六・五ミリメートル

別表第三第四十二号中「十二万枚」を「二十四万枚」に改める。

別表第四第四十一号中「別表第一第三十八号ハ」を「別表第一第三十九号ハ」に改め、同表第四十二号中「別表第一第三十八号ニ」を「別表第一第三十九号ニ」に改め、同表第四十三号イ中「別表第一第六十一号」を「別表第一第六十二号」に改め、同号ロ中「別表第一第三十八号ハ」を「別表第一第三十九号ハ」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令の一部改正）

2　皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令（平成五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第五十二号」を「第五十三号」に改める。

財務大臣　鈴木　俊一

内閣総理大臣　岸田　文雄

府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第四号

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第十三条の規定に基づき、新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年四月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎

新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令

新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成二十七年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（既存の用途に利用する水銀使用製品） **第二条**　法第十三条の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　［略］	（既存の用途に利用する水銀使用製品） **第二条**　法第十三条の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　［略］
二　別表の上欄第一号から第六十六号までに掲げる水銀使用製品を、それぞれ同表の下欄に掲げる用途で、材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品	二　別表の上欄第一号から第六十六号までに掲げる水銀使用製品を、それぞれ同表の下欄に掲げる用途で、材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品
三　別表の上欄第一号から第六十六号までに掲げる水銀使用製品又は水銀等の製剤であって、校正、試験研究又は分析に用いられるもの	三　別表の上欄第一号から第六十号までに掲げる水銀使用製品又は水銀等の製剤であって、校正、試験研究又は分析に用いられるもの
四　［略］	四　［略］

別表（第二条関係）

水銀使用製品	用途
一～十九　［略］	
二十　ひずみゲージ式センサ	ひずみの測定
二十一　真空ポンプ	減圧及びその状態の維持
二十二　ホイール・バランサ	振動又は衝撃の軽減
二十三　写真フィルム	写真の感光
二十四　印画紙	写真の感光
二十五　推進薬	宇宙空間における推力の発生
二十六～三十六　［略］	

水銀使用製品	用途
一～十九　［略］	
［新設］	［新設］
［新設］	［新設］
［新設］	［新設］
［新設］	［新設］
［新設］	［新設］
［新設］	［新設］
［新設］	［新設］
二十～三十　［略］	

［削る］	［削る］	
三十七　圧力調整器	圧力の調整及びその状態の維持	
三十八～五十一	［略］	
五十二　パイロメーター	表面温度の測定	
五十三～五十六	［略］	
［削る］	［削る］	
五十七～七十四	［略］	

三十一　拡散ポンプ	［新設］	減圧及びその状態の維持
三十二～四十五	［略］	
［新設］	［新設］	
四十六～四十九	［略］	
五十　ひずみゲージ式センサ	［新設］	ひずみの測定
五十一～六十八	［略］	

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行し、この命令による改正後の新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の規定は、平成二十九年八月十六日から適用する。

省　令

○総務省令第四十六号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第一項、第十六条第二項、第十九条第三項（同法附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）、第二十条第四項（同法附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）、附則第十三条第一項並びに附則第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、地方団体に対して交付すべき令和六年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付等の特例に関する省令を次のように定める。

令和六年四月二十六日

総務大臣　松本　剛明

地方団体に対して交付すべき令和六年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令

（令和六年度分の震災復興特別交付税の額の決定時期及び交付時期）

第一条　各道府県及び各市町村に対して、令和六年九月及び令和七年三月において、当該各月に交付すべき令和六年度分の震災復興特別交付税（地方交付税法（第七条及び第八条において「法」という。）附則第四条に規定する震災復興特別交付税をいう。以下同じ。）の額を決定し、交付する。

（令和六年度九月震災復興特別交付税額の算定方法）

第二条　各道府県及び各市町村に対して、令和六年九月に交付すべき震災復興特別交付税の額（以下「令和六年度九月震災復興特別交付税額」という。）は、次の各号によって算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下同じ。）の合算額とする。

一　地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例等に関する省令（平成二十三年総務省令第百五十五号。次号及び次条第一項第二号において「平成二十三年度省令」という。）別表三の項に掲げる平成二十三年度の一般会計補正予算（第2号）により交付される国の補助金、負担金又は交付金（以下「補助金等」という。）を受けて施行する各事業（補助金等のうち地方団体が設置する基金の積立てに充てられたものにつき令和六年度に当該基金を取り崩して施行する事業（以下「令和六年度基金事業」という。）に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

二　平成二十三年度省令別表五の項に掲げる平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）又は特別会計補正予算（特第3号）により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和六年度基金事業（同項（四十一）に掲げる補助金等を受けて施行する事業にあっては、特定被災地方公共団体（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号。第五十四号及び別表二の項（六）において「震災特別法」という。）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体をいう。以下この号、第三十八号、第五十四号及び第六十六号において同じ。）における事業及び特定被災地方公共団体以外における事業（直接特定被災地方公共団体に木材を供給するもの及び平成二十五年七月二日までの間に実施について議決を得たものに限る。）に限り、全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に係る事業（以下「全国防災事業」という。）を除く。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額（復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号。以下「復興庁設置法等改正法」という。）第二条による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第七十七条第二項第四号に規定する事業（以下「効果促進事業」という。）（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第三十三条第一項に規定する避難指示・解除区域市町村の区域において実施される事業（以下「避難指示・解除区域市町村内事業」という。）を除く。）であって、平成二十三年度省令別表五の項（十九）に掲げる補助金等を流用して充てるものについては、当該事業（当該流用して充てる部分に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額）

三　平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）により交付される復興庁設置法等改正法第二条による改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金（以下この号において「平成二十三年度復興交付金」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和六年度基金事業であって、次の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「平成二十三年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は平成二十三年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十三年度復興交付金の額を除いた額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（公営企業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）であって、平成二十三年度復興交付金を流用して充てるものについては、当該事業（当該流用して充てる部分に限る。以下この号において同じ。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十三年度復興交付金の額を除いた額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に〇・九五を乗じて得た額）のいずれか少ない額

区分		率
水道事業に係るもの		〇・一〇
簡易水道事業に係るもの		〇・五五
合流式の公共下水道事業に係るもの		〇・六〇
分流式の公共下水道事業に係るもの	処理区域内人口密度が二十五人毎ヘクタール未満の事業に係るもの	〇・七〇
	処理区域内人口密度が二十五人毎ヘクタール以上五十人毎ヘクタール未満の事業に係るもの	〇・六〇
	処理区域内人口密度が五十人毎ヘクタール以上七十五人毎ヘクタール未満の事業に係るもの	〇・五〇
	処理区域内人口密度が七十五人毎ヘクタール以上百人毎ヘクタール未満の事業に係るもの	〇・四〇
	処理区域内人口密度が百人毎ヘクタール以上の事業に係るもの	〇・三〇
公共下水道事業以外の下水道事業に係るもの		〇・七〇
市場事業に係るもの		〇・五〇

四　地方団体に対して交付すべき平成二十四年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成二十四年総務省令第三十六号。次条第一項第二号及び第三号において「平成二十四年度省令」という。）別表二の項に掲げる平成二十四年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和六年度基金事業に限り、全国防災事業を除く。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額（効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）であって、同項（十六）に掲げる補助金等を流用して充てるものについては、当該事業（当該流用して充てる部分に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額）

五　平成二十四年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第二条による改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金（以下この号において「平成二十四年度復興交付金」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和六年度基金事業であって、次の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「平成二十四年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は平成二十四年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十四年度復興交付金の額を除いた額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（公営企業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）であって、平成二十四年度復興交付金を流用して充てるものについては、当該事業（当該流用して充てる部分に限る。以下この号において同じ。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十四年度復興交付金の額を除いた額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額）のいずれか少ない額

区分		率
水道事業に係るもの		〇・一〇
簡易水道事業に係るもの		〇・五五
合流式の公共下水道事業に係るもの		〇・六〇
分流式の公共下水道事業のうち、雨水を排除するための事業（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）による地盤沈下に伴い必要となった事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下この表において「雨水排水対策事業」という。）に係るもの		一・〇〇
分流式の公共下水道事業に係るもの（雨水排水対策事業を除く。）	処理区域内人口密度が二十五人毎ヘクタール未満の事業に係るもの	〇・七〇
	処理区域内人口密度が二十五人毎ヘクタール以上五十人毎ヘクタール未満の事業に係るもの	〇・六〇
	処理区域内人口密度が五十人毎ヘクタール以上七十五人毎ヘクタール未満の事業に係るもの	〇・五〇
	処理区域内人口密度が七十五人毎ヘクタール以上百人毎ヘクタール未満の事業に係るもの	〇・四〇
	処理区域内人口密度が百人毎ヘクタール以上の事業に係るもの	〇・三〇
公共下水道事業以外の下水道事業に係るもの		〇・七〇
市場事業に係るもの		〇・五〇

六　地方団体に対して交付すべき平成二十五年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成二十五年総務省令第六十一号。次号及び次条第一項第二号において「平成二十五年度省令」という。）別表二の項に掲げる平成二十五年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和六年度基金事業に限り、全国防災事業を除く。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額（効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）であって、同項（十八）に掲げる補助金等を流用して充てるものについては、当該事業（当該流用して充てる部分に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額）

七　平成二十五年度省令別表四の項に掲げる平成二十五年度の東日本大震災復興特別会計補正予算（特第１号）により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和六年度基金事業に限り、全国防災事業を除く。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額（効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）であって、同項（六）に掲げる補助金等を流用して充てるものについては、当該事業（当該流用して充てる部分に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額）

八　平成二十五年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第二条による改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金（以下この号において「平成二十五年度復興交付金」という。）又は福島復興再生特別措置法第四十六条第二項の規定による交付金（以下この号において「平成二十五年度復興交付金等」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和六年度基金事業であって、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「平成二十五年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は平成二十五年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十五年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（公営企業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）であって、平成二十五年度復興交付金を流用して充てるものについては、当該事業（当該流用して充てる部分に限る。以下この号において同じ。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十五年度復興交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額）のいずれか少ない額

九　地方団体に対して交付すべき平成二十六年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成二十六年総務省令第四十五号。次条第一項第二号において「平成二十六年度省令」という。）別表二の項に掲げる平成二十六年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和六年度基金事業に限り、全国防災事業を除く。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額（効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）であって、同項（十八）に掲げる補助金等を流用して充てるものについては、当該事業（当該流用して充てる部分に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額）

十　平成二十六年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第二条による改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金（以下この号において「平成二十六年度復興交付金」という。）又は福島再生加速化交付金（以下この号において「平成二十六年度復興交付金等」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和六年度基金事業であって、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「平成二十六年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は平成二十六年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十六年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄

に掲げる率を乗じて得た額（公営企業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）であって、平成二十六年度復興交付金を流用して充てるものについては、当該事業（当該流用して充てる部分に限る。以下この号において同じ。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十六年度復興交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に〇・九五を乗じて得た額）のいずれか少ない額

十一　地方団体に対して交付すべき平成二十七年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成二十七年総務省令第四十五号。次条第一項第二号において「平成二十七年度省令」という。）別表二の項に掲げる平成二十七年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和六年度基金事業に限り、全国防災事業を除く。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額（効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）であって、同項（十七）に掲げる補助金等を流用して充てるものについては、当該事業（当該流用して充てる部分に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額）

十二　平成二十七年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第二条による改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金（以下この号において「平成二十七年度復興交付金」という。）又は福島再生加速化交付金（以下この号において「平成二十七年度復興交付金等」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和六年度基金事業であって、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「平成二十七年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は平成二十七年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十七年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（公営企業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）であって、平成二十七年度復興交付金を流用して充てるものについては、当該事業（当該流用して充てる部分に限る。以下この号において同じ。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十七年度復興交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額）のいずれか少ない額

十三　地方団体に対して交付すべき平成二十八年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成二十八年総務省令第五十五号。次号、第十六号、第十七号及び次条第一項第二号において「平成二十八年度省令」という。）別表三の項に掲げる平成二十八年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和六年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

十四　平成二十八年度省令別表四の項に掲げる平成二十八年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和六年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額（当該各事業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当該事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額）

十五　平成二十八年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第二条による改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金又は福島再生加速化交付金（以下この号において「平成二十八年度復興交付金等」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和六年度基金事業であって、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「平成二十八年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は平成二十八年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十八年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（平成二十八年度公営企業復興事業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十八年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に〇・九五を乗じて得た額）のいずれか少ない額

十六　平成二十八年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（令和六年度基金事業に限る。）により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和六年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

十七　平成二十八年度省令別表八の項に掲げる平成二十八年度の東日本大震災復興特別会計補正予算（特第２号）により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和六年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額（当該各事業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当該事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額）

十八　地方団体に対して交付すべき平成二十九年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成二十九年総務省令第三十八号。次号及び次条第一項第二号において「平成二十九年度省令」という。）別表三の項に掲げる平成二十九年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和六年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

十九　平成二十九年度省令別表四の項に掲げる平成二十九年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和六年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額（当該各事業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当該事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額）

二十　平成二十九年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第二条による改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金又は福島再生加速化交付金（以下この号において「平成二十九年度復興交付金等」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和六年度基金事業であって、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「平成二十九年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は平成二十九年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十九年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（公営企業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十九年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に〇・九五を乗じて得た額）のいずれか少ない額

二十一　地方団体に対して交付すべき平成三十年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成三十年総務省令第二十八号。次号及び次条第一項第二号において「平成三十年度省令」という。）別表三の項に掲げる平成三十年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和六年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

二十二　平成三十年度省令別表四の項に掲げる平成三十年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和六年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

二十三　平成三十年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第二条による改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金又は福島再生加速化交付金（以下この号において「平成三十年度復興交付金等」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和六年度基金事業であって、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「平成三十年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は平成三十年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る平成三十年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（平成三十年度公営企業復興事業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は平成三十年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る平成三十年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に○・九五を乗じて得た額）のいずれか少ない額

二十四　地方団体に対して交付すべき令和元年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成三十一年総務省令第五十四号。次号から第二十七号まで及び次条第一項第二号において「令和元年度省令」という。）別表三の項に掲げる令和元年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和六年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

二十五　令和元年度省令別表四の項に掲げる令和元年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和六年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額（当該各事業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当該事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額）

二十六　令和元年度省令別表七の項に掲げる令和元年度の東日本大震災復興特別会計補正予算（特第1号）により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和六年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

二十七　令和元年度省令別表八の項に掲げる令和元年度の東日本大震災復興特別会計補正予算（特第1号）により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和六年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額（当該各事業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当該事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額）

二十八　令和元年度の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金又は福島再生加速化交付金（以下この号において「令和元年度復興交付金等」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和六年度基金事業であって、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「令和元年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は令和元年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る令和元年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（令和元年度公営企業復興事業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る令和元年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に○・九五を乗じて得た額）のいずれか少ない額

二十九　地方団体に対して交付すべき令和二年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（令和二年総務省令第五十五号。次号及び次条第一項第二号において「令和二年度省令」という。）別表三の項に掲げる令和二年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和六年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

三十　令和二年度省令別表四の項に掲げる令和二年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和六年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額（当該各事業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当該事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額）

三十一　令和二年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第二条による改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金又は福島再生加速化交付金（以下この号において「令和二年度復興交付金等」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和六年度基金事業であって、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「令和二年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は令和二年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る令和二年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（令和二年度公営企業復興事業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る令和二年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に○・九五を乗じて得た額）のいずれか少ない額

三十二　地方団体に対して交付すべき令和三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（令和三年総務省令第五十二号。次号並びに次条第一項第二号及び第三号において「令和三年度省令」という。）別表二の項に掲げる令和三年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和六年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

三十三　令和三年度省令別表三の項に掲げる令和三年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和六年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額（当該各事業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当該事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額）

三十四　令和三年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される福島再生加速化交付金を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和六年度基金事業であって、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「令和三年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は令和三年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る令和三年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（令和三年度公営企業復興事業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る令和三年度福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に○・九五を乗じて得た額）のいずれか少ない額

三十五　地方団体に対して交付すべき令和四年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（令和四年総務省令第三十五号。次号及び第三十七号並びに次条第一項第二号及び第三号において「令和四年度省令」という。）別表一の項に掲げる令和四年度の東日本大震災復興特別会計予算により国が施行する各事業に係る当該団体の負担金（国において令和六年度に繰り越された事業に係るものに限る。）の額として総務大臣が調査した額

三十六　令和四年度省令別表二の項に掲げる令和四年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和六年度基金事業及び国において令和六年度に繰り越された補助金等に係る事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

三十七　令和四年度省令別表三の項に掲げる令和四年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和六年度基金事業及び国において令和六年度に繰り越された補助金等に係る事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額（当該各事業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当該事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額）

三十八　令和四年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する公営企業等（特定被災地方公共団体若しくは特定被災地方公共団体が加入する一部事務組合の行う企業、特定被災地方公共団体が設立団体である公営企業型地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十一条第三号に掲げる業務を行う地方独立行政法人をいう。）又は空港アクセス鉄道事業を経営する被災第三セクター（特定被災地方公共団体がその資本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資する法人をいう。）をいう。以下この号、第四十三号及び第四十八号において同じ。）に係る施設の災害復旧事業（国において令和六年度に繰り越された事業に係るものに限る。以下この号において「令和四年度公営企業等災害復旧事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は次の算式によって算定した額のうち令和四年度公営企業等災害復旧事業に係る額のいずれか少ない額

算式

A＋B

算式の符号

A　国の補助金等を受けて施行する公営企業等に係る施設の災害復旧事業のうち次の表の左欄に掲げるものの事業費の額から当該事業に係る国の補助金等の額を除いた額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる率を乗じて得た額（以下この号において「通常の公費負担額」という。）の合算額

区分	率
水道事業に係るもの	〇・一〇〇
簡易水道事業に係るもの	〇・五五〇
合流式の公共下水道事業に係るもの	〇・六〇〇
分流式の公共下水道事業に係るもの　処理区域内人口密度が二十五人／ha未満の事業に係るもの	〇・七〇〇
分流式の公共下水道事業に係るもの　処理区域内人口密度が二十五人／ha以上五十人／ha未満の事業に係るもの	〇・六〇〇
分流式の公共下水道事業に係るもの　処理区域内人口密度が五十人／ha以上七十五人／ha未満の事業に係るもの	〇・五〇〇
分流式の公共下水道事業に係るもの　処理区域内人口密度が七十五人／ha以上百人／ha未満の事業に係るもの	〇・四〇〇
分流式の公共下水道事業に係るもの　処理区域内人口密度が百人／ha以上の事業に係るもの	〇・三〇〇
公共下水道事業以外の下水道事業に係るもの	〇・七〇〇
病院事業に係るもの	〇・五〇〇
市場事業に係るもの	〇・五〇〇
空港アクセス鉄道事業に係るもの	〇・四〇一

B　国の補助金等を受けて施行する公営企業等に係る施設の災害復旧事業の各事業費の額から当該事業に係る国の補助金等の額及び通常の公費負担額を除いた額の公営企業等ごとの合算額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区分	率
公営企業等の事業の規模に相当する額として総務大臣が調査した額（以下この表において「事業規模」という。）の百分の五十までに相当する部分	〇・五〇
事業規模の百分の五十を超え百分の百までに相当する部分	〇・七五
事業規模の百分の百を超える部分に相当する部分	一・〇〇

三十九　令和四年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される福島再生加速化交付金を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和六年度基金事業及び国において令和六年度に繰り越された補助金等に係る事業であって、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「令和四年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は令和四年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る令和四年度福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（令和四年度公営企業復興事業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る令和四年度福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に〇・九五を乗じて得た額）のいずれか少ない額

四十　地方団体に対して交付すべき令和五年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（令和五年総務省令第四十三号。次号及び第四十二号並びに次条第一項第一号及び第二号において「令和五年度省令」という。）別表一の項に掲げる令和五年度の東日本大震災復興特別会計予算により国が施行する各事業に係る当該団体の負担金（国において令和六年度に繰り越された事業に係るものに限る。）の額として総務大臣が調査した額

四十一　令和五年度省令別表二の項に掲げる令和五年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和六年度基金事業及び国において令和六年度に繰り越された補助金等に係る事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

四十二　令和五年度省令別表三の項に掲げる令和五年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和六年度基金事業及び国において令和六年度に繰り越された補助金等に係る事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額（当該各事業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当該事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額）

四十三　令和五年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する公営企業等に係る施設の災害復旧事業（国において令和六年度に繰り越された事業に係るものに限る。以下この号において「令和五年度公営企業等災害復旧事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は第三十八号の算式によって算定した額のうち令和五年度公営企業等災害復旧事業に係る額のいずれか少ない額

四十四　令和五年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される福島再生加速化交付金を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和六年度基金事業及び国において令和六年度に繰り越された補助金等に係る事業であって、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「令和五年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額と

して総務大臣が調査した額又は令和五年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る令和五年度福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（令和五年度公営企業復興事業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る令和五年度福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に〇・九五を乗じて得た額）のいずれか少ない額

四十五　別表一の項に掲げる令和六年度の東日本大震災復興特別会計予算により国が施行する各事業に係る当該団体の負担金の額として総務大臣が調査した額

四十六　別表二の項に掲げる令和六年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

四十七　別表三の項に掲げる令和六年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額（当該各事業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当該事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額）

四十八　令和六年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する公営企業等に係る施設の災害復旧事業（以下この号において「令和六年度公営企業等災害復旧事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は第三十八号の算式によって算定した額のうち令和六年度公営企業等災害復旧事業に係る額のいずれか少ない額

四十九　令和六年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される福島再生加速化交付金を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「令和六年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は令和六年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る令和六年度福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（令和六年度公営企業復興事業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る令和六年度福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に〇・九五を乗じて得た額）のいずれか少ない額

五十　国の補助金等を受けないで施行した東日本大震災に係る令和六年度の災害応急事業、災害復旧事業及び災害救助事業に要する経費について、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条第四号の規定により地方債（同法第五条の三第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるもの及び同法第五条の四第一項の規定による許可の申請を受けたならば許可をすることとなると認められるものに限る。）をもってその財源とすることができる額のうち震災復興特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五十一　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　福島県　東日本大震災のため福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業（森林災害復旧事業を除く。）及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費のうち令和六年度に生じた金額の合算額として総務大臣が調査した額に〇・〇一五を乗じて得た額

ロ　福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村　東日本大震災のためその区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業（森林災害復旧事業を除く。）及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費のうち令和六年度に生じた金額の合算額として総務大臣が調査した額に〇・〇二を乗じて得た額

五十二　次に掲げる地方団体の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　道府県　東日本大震災について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額から平成二十三年度分の特別交付税及び震災復興特別交付税並びに平成二十四年度分、平成二十五年度分、平成二十六年度分、平成二十七年度分、平成二十八年度分、平成二十九年度分、平成三十年度分、令和元年度分、令和二年度分、令和三年度分、令和四年度分及び令和五年度分の震災復興特別交付税の額の算定の基礎に算入された額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

項　目	額
り災世帯数	四一、六〇〇円
死者及び行方不明者の数	八七五、〇〇〇円
障害者の数	四三七、五〇〇円

ロ　市町村　東日本大震災について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額から平成二十三年度分の特別交付税及び震災復興特別交付税並びに平成二十四年度分、平成二十五年度分、平成二十六年度分、平成二十七年度分、平成二十八年度分、平成二十九年度分、平成三十年度分、令和元年度分、令和二年度分、令和三年度分、令和四年度分及び令和五年度分の震災復興特別交付税の額の算定の基礎に算入された額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

項　目	額
り災世帯数	六九、〇〇〇円
全壊家屋の戸数	四一、〇〇〇円
半壊家屋の戸数	二三、九〇〇円
全壊家屋の戸数及び半壊家屋の戸数について、その区分が明らかでない戸数	三二、五〇〇円
死者及び行方不明者の数	八七五、〇〇〇円
障害者の数	四三七、五〇〇円

五十三　市町村について、第五十一号ロの規定によって算定した額に〇・五を乗じて得た額と前号ロの規定によって算定した額に〇・二を乗じて得た額との合算額

五十四　東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の規定により職員の派遣を受けた特定被災地方公共団体である県（以下「特定県」という。）並びに特定被災地方公共団体である市町村及びその区域が特定被災区域（震災特別法第二条第三項に規定する特定被災区域をいう。第六十七号において同じ。）内にある特定被災地方公共団体以外の市町村（以下「特定市町村」という。）について、当該受入れに要する経費として総務大臣が調査した額

五十五　東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）又は同法第三条第三項第三号に規定する職を占める特別職に属する地方公務員（国及び地方公共団体以外の法人に現に雇用されている者であって、当該法人に雇用されたまま採用されるものに限る。）を採用した特定県及び特定市町村について、当該職員に要する経費として総務大臣が調査した額

五十六　警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）附則第二十九項の規定に基づく福島県警察の地方警察職員たる警察官の増員に要する経費として総務大臣が調査した額
五十七　特定県及び特定市町村について、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第六十九条の規定に基づく東日本大震災に係る公務災害補償に要する経費として総務大臣が調査した額
五十八　特定県及び特定市町村について、東日本大震災の影響により運行される小学校、中学校又は高等学校等の児童又は生徒等の通学の用に供するスクールバス等に要する経費として総務大臣が調査した額
五十九　特定県及び特定市町村について、長又は議会の議員の選挙に要する経費のうち東日本大震災の影響により生ずる経費として総務大臣が調査した額
六十　特定県及び特定市町村について、原子力発電所の事故（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故をいう。以下同じ。）により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要する経費として総務大臣が調査した額
六十一　特定県及び特定市町村について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要する経費として総務大臣が調査した額
六十二　特定県及び特定市町村について、原子力発電所の事故に伴い実施する子どもの教育環境の整備又は安全・安心な環境の確保のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額
六十三　指定市町村（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）第二条第一項の指定市町村をいう。）及び指定都道府県（同条第二項の指定都道府県をいう。）について、避難住民（同条第三項の避難住民をいう。）及び特定住所移転者（同条第五項の特定住所移転者をいう。）との関係の維持に資するための施策に要する経費として総務大臣が調査した額
六十四　特定県及び特定市町村について、東日本大震災に係る復興支援員の設置及び復興支援員が行う復興に伴う地域協力活動に要する経費として総務大臣が調査した額
六十五　岩手県、宮城県及び福島県並びに当該県内の市町村について、当該職員（東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により派遣を受けている職員を含む。）のメンタルヘルス対策に要する経費として総務大臣が調査した額
六十六　東日本大震災に伴う料金収入の減少又は事業休止等により資金不足額が発生又は拡大すると見込まれる公営企業（特定被災地方公共団体又は特定被災地方公共団体が加入する一部事務組合の行う企業に限る。）が経営の安定化を図るために借り入れた地方債の利子支払額のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は当該利子支払額に〇・五を乗じて得た額のいずれか少ない額
六十七　東日本大震災による被害を受けた地方団体でその区域の全部又は一部が特定被災区域内にあるものが行う次に掲げる徴収金の東日本大震災のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足額として総務大臣が調査した額
イ　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四条第二項及び第三項又は第五条第二項及び第三項の規定により県又は市町村が課する普通税、同条第五項の規定により指定都市等（同法第七百一条の三十一第一項第一号の指定都市等をいう。）が課する事業所税並びに同法第五条第六項第一号の規定により市町村が課する都市計画税
ロ　使用料（地方財政法第六条の政令で定める公営企業に係るものを除く。）及び手数料
ハ　分担金及び負担金
六十八　次に掲げる地方団体の区分に応じ、それぞれ次に定める減収見込額のうち東日本大震災に係るものとして総務大臣が調査した額
イ　道府県　地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この号において「平成二十三年法律第三十号」という。）、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この号において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この号において「平成二十三年法律第百二十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この号において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この号において「平成二十五年地方税法改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下この号において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下この号において「平成二十七年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この号において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号。以下この号において「平成二十九年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号。以下この号において「令和二年法律第五号」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号。以下この号において「令和二年法律第二十六号」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号。以下この号において「令和三年法律第七号」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号。以下この号において「令和四年法律第一号」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号。以下この号において「令和五年法律第一号」という。）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号。以下この号において「令和六年法律第四号」という。）並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この号において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この号において「震災特例法改正法」という。）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この号において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この号において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この号において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この号において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この号において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この号において「平成二十九年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下この号において「平成三十年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この号において「平成三十一年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この号において「令和二年所得税法等改正法」という。）、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。以下「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この号において「令和三年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号。以下この号において「令和四年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下この号において「令和五年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この号において「令和六年所得税法等改正法」という。）の施行による次に定める収入の項目に係る減収見込額
(1)　個人の道府県民税に係る減収見込額
(2)　法人の道府県民税に係る減収見込額
(3)　個人の行う事業に対する事業税に係る減収見込額

(4)　法人の行う事業に対する事業税に係る減収見込額（法人事業税交付金（地方税法第七十二条の七十六の規定により市町村に交付するものとされる事業税に係る交付金をいう。ロにおいて同じ。）の減収見込額を除く。）
(5)　不動産取得税に係る減収見込額
(6)　固定資産税に係る減収見込額
(7)　特別法人事業譲与税に係る減収見込額
ロ　市町村　平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二十四号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十七年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成三十年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年法律第五号、令和二年法律第二十六号、令和三年法律第七号、令和四年法律第一号、令和五年法律第一号及び令和六年法律第四号並びに震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等及び改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和四年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による次に定める収入の項目に係る減収見込額
(1)　個人の市町村民税に係る減収見込額
(2)　法人の市町村民税に係る減収見込額
(3)　固定資産税に係る減収見込額
(4)　都市計画税に係る減収見込額
(5)　法人事業税交付金に係る減収見込額
六十九　次に掲げる地方団体の区分に応じ、それぞれ次に定める方法によって算定した東日本大震災復興特別区域法第四十三条の規定（復興庁設置法第二条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法第四十三条の規定（復興庁設置法等改正法第三条の規定による改正前の福島復興再生特別措置法第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は福島復興再生特別措置法第二十六条、第三十八条、第七十五条の五若しくは第八十五条の八の規定（以下この号において「復興特別区域法等の規定」という。）による減収見込額と して総務大臣が調査した額
イ　道県　(1)から(4)までの規定によって算定した額の合算額
(1)　個人事業税　次の算式によって算定した額
算式
Ａ×0.05＋Ｂ×（0.05－Ｃ）＋Ｄ×0.04＋Ｅ×（0.04－Ｆ）＋Ｇ×0.03＋Ｈ×（0.03－Ｉ）＋Ｊ×0.0375＋Ｋ×（0.05－Ｌ）＋Ｍ×0.03＋Ｎ×（0.04－Ｏ）＋Ｐ×0.0225＋Ｑ×（0.03－Ｒ）
算式の符号
Ａ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第８項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業を除く。）に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県及び東日本大震災復興特別区域法第２条第３項第２号イに規定する地域を含む市町村の区域（以下「福島県等の区域」という。）以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）
Ｂ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第８項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業を除く。）に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）
Ｃ　当該道県がＢに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.05を超えるときは、0.05とする。
Ｄ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）
Ｅ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）
Ｆ　当該道県がＥに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは、0.04とする。
Ｇ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）
Ｈ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）
Ｉ　当該道県がＨに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは、0.03とする。
Ｊ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第８項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業を除く。）に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）
Ｋ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第８項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業を除く。）に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）
Ｌ　当該道県がＫに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.05を超えるときは、0.05とし、当該率が0.0125に満たないときは、0.0125とする。
Ｍ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）
Ｎ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）
Ｏ　当該道県がＮに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは、0.04とし、当該率が0.01に満たないときは、0.01とする。
Ｐ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Q　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

R　当該道県がQに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは、0.03とし、当該率が0.0075に満たないときは、0.0075とする。

(2)　法人事業税　次の算式によって算定した額

算式

$\sum$（A×B）＋$\sum$｛C×（D－E）｝＋$\sum$（F×G）＋$\sum$｛H×（I－J）｝＋$\sum$（K×L×0.75）＋$\sum$｛M×（N－O）｝＋$\sum$（P×Q×0.75）＋$\sum$｛R×（S－T）｝

算式の符号

A　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

B　Aに係る標準税率

C　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

D　Cに係る標準税率

E　当該道県がCに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは、当該標準税率とする。

F　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

G　Fに係る標準税率

H　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

I　Hに係る標準税率

J　当該道県がHに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が標準税率を超えるときは、当該標準税率とする。

K　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

L　Kに係る標準税率

M　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

N　Mに係る標準税率

O　当該道県がMに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは、当該標準税率とし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率に0.25を乗じて得た率に満たないときは、当該標準税率に0.25を乗じて得た率とする。

P　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Q　Pに係る標準税率

R　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

S　Rに係る標準税率

T　当該道県がRに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が標準税率を超えるときは、当該標準税率とし、当該率が標準税率に0.25を乗じて得た率に満たないときは、当該標準税率に0.25を乗じて得た率とする。

(3)　不動産取得税　次の算式によって算定した額

算式

A×0.04＋B×（0.04－C）＋D×0.03＋E×（0.03－F）＋G×0.03＋H×（0.04－I）＋J×0.0225＋K×（0.03－L）

算式の符号

A　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得以外に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

B　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得以外に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

C　当該道県がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは、0.04とする。

D　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

E　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

F　当該道県がEに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは、0.03とする。

G　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得以外に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

H　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得以外に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

I　当該道県がHに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは、0.04とし、当該率が0.01に満たないときは、0.01とする。

J　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

K　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

L　当該道県がKに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは、0.03とし、当該率が0.0075に満たないときは、0.0075とする。

(4)　固定資産税　普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）第二十七条第一号から第三号までの区分ごとに次の算式によって算定した額の合算額

算式

A×0.014＋B×（0.014－C）＋D×0.0105＋E×（0.014－F）

算式の符号

A　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

B　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

C　当該道県がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは、0.014とする。

D　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

E　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

F　当該道県がEに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは、0.014とし、当該率が0.0035に満たないときは、0.0035とする。

ロ　市町村　復興特別区域法等の規定の適用を受ける固定資産税の課税標準額が、土地に係るもの、家屋に係るもの及び普通交付税に関する省令第三十二条第四項各号に定める区分ごとの償却資産に係るものに区分し、当該区分ごとに次の算式によって算定した額の合算額

算式

A×0.014＋B×（0.014－C）＋D×0.0105＋E×（0.014－F）

算式の符号

A　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

B　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

C　当該市町村がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは、0.014とする。

D　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

E　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

F　当該市町村がEに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは、0.014とし、当該率が0.0035に満たないときは、0.0035とする。

（令和六年度九月震災復興特別交付税額の加算、減額及び返還）

第三条　令和六年九月において、令和六年度九月震災復興特別交付税額は、前条各号によって算定した額の合算額から第一号の額を減額した後の額（次項及び第三項において「令和六年度九月調整基準額」という。）に第二号の額を加算した額（同号の額が負数となるときは、当該負数となる額に相当する額を減額した額）から第三号の額を減額した額とする。

一　令和五年度省令第五条第三項に規定する令和五年度三月分の額から減額することができない額

二　平成二十三年度省令第一条の規定により算定した額（平成二十四年度省令第一条第四項、平成二十五年度省令第三条第三項、平成二十六年度省令第三条第三項、平成二十七年度省令第三条第三項（平成二十七年度省令第二条第三項において準用する場合を含む。）、平成二十八年度省令第三条第一項第二号（平成二十八年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、平成二十九年度省令第三条第一項第二号（平成二十九年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、令和元年度省令第三条第一項第二号（令和元年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、令和二年度省令第三条第一項第二号（令和二年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、令和三年度省令第三条第一項第二号（令和三年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、令和四年度省令第三条第一項第二号（令和四年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）及び令和五年度省令第三条第一項第二号（令和五年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、平成二十五年度省令第三条第一項第二号、平成二十六年度省令第三条第一項第二号、平成二十七年度省令第三条第一項第二号、平成二十八年度省令第三条第一項第二号、平成二十九年度省令第三条第一項第二号、令和元年度省令第三条第一項第二号、令和二年度省令第三条第一項第二号、令和三年度省令第三条第一項第二号、令和四年度省令第三条第一項第二号及び令和五年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、平成二十六年度省令第三条第一項第二号、平成二十七年度省令第三条第一項第二号、平成二十八年度省令第三条第一項第二号、平成二十九年度省令第三条第一項第二号、令和元年度省令第三条第一項第二号、令和二年度省令第三条第一項第二号、令和三年度省令第三条第一項第二号、令和四年度省令第三条第一項第二号及び令和五年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、平成二十七年度省令第三条第一項第二号、平成二十八年度省令第三条第一項第二号、平成二十九年度省令第三条第一項第二号、令和元年度省令第三条第一項第二号、令和二年度省令第三条第一項第二号、令和三年度省令第三条第一項第二号、令和四年度省令第三条第一項第二号及び令和五年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、平成二十八年度省令第三条第一項第二号、平成二十九年度省令第三条第一項第二号、令和元年度省令第三条第一項第二号、令和二年度省令第三条第一項第二号、令和三年度省令第三条第一項第二号、令和四年度省令第三条第一項第二号及び令和五年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、平成二十九年度省令第三条第一項第二号、令和元年度省令第三条第一項第二号、令和二年度省令第三条第一項第二号、令和三年度省令第三条第一項第二号、令和四年度省令第三条第一項第二号及び令和五年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、平成三十年度省令第二条及び第四条の規定により加算又は減額した額（平成三十年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（平成三十年度省令第三条第一項第二号、令和元年度省令第三条第一項第二号、令和二年度省令第三条第一項第二号、令和三年度省令第三条第一項第二号、令和四年度省令第三条第一項第二号及び令和五年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、平成三十年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和元年度省令第三条第

一項第二号、令和二年度省令第三条第一項第二号、令和三年度省令第三条第一項第二号、令和四年度省令第三条第一項第二号及び令和五年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和元年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和二年度省令第三条第一項第二号、令和三年度省令第三条第一項第二号、令和四年度省令第三条第一項第二号及び令和五年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和二年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和三年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和三年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和四年度省令第三条第一項第二号及び令和五年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和四年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和五年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）並びに令和五年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額について、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を上回り、又は下回ること等により平成二十三年度から令和五年度までの各年度に交付した震災復興特別交付税の額がそれぞれ過大又は過少に算定されたと認められるときは、当該過少に算定された額の合算額から当該過大に算定された額の合算額を控除した額

三　平成二十四年度省令第一条第二項第二十七号の二の表の上欄に掲げる特定県について、同条第六項及び第七項の規定に基づき、同条第二項第二十七号の二の規定により算定した額が同号の表の上欄に掲げる特定県（当該特定県内の市町村を含む。）において平成二十三年三月十一日から令和六年三月三十一日までの間に同号に掲げる事業に実際に要した経費を上回る場合、当該上回る額から令和三年度省令第三条第一項第三号（令和三年度省令第五条第一項第三号において準用する場合を含む。）、令和四年度省令第三条第一項第三号（令和四年度省令第五条第一項第三号において準用する場合を含む。）及び令和五年度省令第三条第一項第三号（令和五年度省令第五条第一項第三号において準用する場合を含む。）の規定により算定した額を控除した額。ただし、平成二十四年度省令第一条第七項の規定により当該期間を延長することが必要であると認める特定県内の市町村における当該要した経費については、当該市町村を包括する特定県において平成二十四年度分の震災復興特別交付税として交付された額のうち、延長後の期間において当該市町村が同条第二項第二十七号の二に規定する事業を実施するため、同号に掲げる基金の積立等に要する経費として総務大臣が調査した額とする。

2　前項の場合において、令和六年度九月調整基準額が負数となる地方団体（次項及び第四項において「要調整団体」という。）で、前項第二号の額から同項第三号の額を減額した後の額がなお負数となるものは、総務大臣の定める方法によって、当該負数となる額に相当する額を返還しなければならない。

3　第一項の場合において、要調整団体で、同項第二号の額から同項第三号の額を減額した額が零又は負数となるものは、総務大臣の定める方法によって、令和六年度九月調整基準額に相当する額を返還しなければならない。この場合において、令和六年度九月震災復興特別交付税額は零とする。

4　要調整団体以外の地方団体について、第一項の規定によって算定した令和六年度九月震災復興特別交付税額が負数となるときは、当該額を零とする。

5　第二項及び第三項の規定によって返還する額が著しく多額である場合その他特別の理由がある場合には、総務大臣は、当該返還額の一部を令和七年度以降に繰り延べて返還させることができる。

（令和六年度三月震災復興特別交付税額の算定方法）

第四条　各道府県及び各市町村に対して、令和七年三月に交付すべき震災復興特別交付税の額（次条において「令和六年度三月震災復興特別交付税額」という。）は、第二条各号に規定する算定方法に準じて算定した額から令和六年度九月震災復興特別交付税額として当該各号によって算定した額をそれぞれ控除した額の合算額とする。

（令和六年度三月震災復興特別交付税額の加算及び減額）

第五条　令和七年三月において、令和六年度三月震災復興特別交付税額は、前条の規定によって算定した額から第一号の額を減額した後の額に第二号の額を加算した額（同号の額が負数となるときは、当該負数となる額に相当する額を減額した額）から第三号の額を減額した額とする。

一　次に掲げるいずれかの額

イ　第三条第三項の場合において、令和六年度九月震災復興特別交付税額から減額することができない額から返還すべき額を控除した額

ロ　第三条第五項の場合において、令和六年度九月震災復興特別交付税額から減額することができない額

二　第三条第一項第二号の算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「及び令和五年度省令第三条第一項第二号（令和五年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」とあるのは「、令和五年度省令第三条第一項第二号（令和五年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）及びこの項」と、「及び令和五年度省令第三条第一項第二号の」とあるのは「、令和五年度省令第三条第一項第二号及びこの項の」と、「（令和五年度省令第三条第一項第二号」とあるのは「（令和五年度省令第三条第一項第二号及びこの項」と、「当該過大に算定された額の合算額」とあるのは「当該過大に算定された額の合算額（令和六年度において返還すべき額を除く。）」と読み替えるものとする。

三　第三条第一項第三号の算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「令和五年度省令第五条第一項第三号において準用する場合を含む。）」とあるのは「令和五年度省令第三条第一項第三号（令和五年度省令第五条第一項第三号において準用する場合を含む。）及びこの号」と読み替えるものとする。

2　前項の規定によって算定した令和六年度三月震災復興特別交付税額が負数となるときは、当該額を零とする。

3　前項の場合において、令和六年度三月震災復興特別交付税額から減額することができない額の措置については、別に省令で定める。

（令和六年度分の震災復興特別交付税の額の決定時期及び交付時期並びに算定方法等の特例）

第六条　第一条、第二条及び第四条に定めるもののほか、総務大臣が必要と認める場合には、別に省令で定めるところにより、令和六年九月及び令和七年三月以外の月において、令和六年度分の震災復興特別交付税の額を決定し、交付する。

2　第三条及び前条に定めるもののほか、総務大臣が必要と認める場合には、別に省令で定めるところにより、令和六年九月及び令和七年三月以外の月において、令和六年度分の震災復興特別交付税の額を加算し、減額し、及び返還するものとする。

（令和六年度震災復興特別交付税額の一部を令和七年度において交付する場合の算定方法等）

第七条　法附則第十二条第一項の規定により、法附則第十一条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額の一部を令和七年度分の地方交付税の総額に加算して交付する場合における、地方団体に対して交付すべき震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び交付時期並びに震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還については、別に省令で定める。

（意見の聴取）

第八条　普通交付税に関する省令第五十五条の規定は、法附則第十五条第四項において準用する法第二十条第一項及び第二項の規定による意見の聴取について準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（地方団体に対して交付すべき令和五年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令の一部改正）

第二条　地方団体に対して交付すべき令和五年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（令和五年総務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「及び令和三年度省令第三条第一項第二号の規定」を「、令和三年度省令第三条第一項第二号及び令和四年度省令第三条第一項第二号の規定」に改め、「（令和三年度省令第三条第一項第二号の規定」を「（令和三年度省令第三条第一項第二号及び令和四年度省令第三条第一項第二号の規定」に改める。

別表

一	二	三
東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第五項、第七条第五項、第八条第三項、第十条第五項又は第十一条第四項の規定による負担金	（一）　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二十一条の規定による負担金 （二）　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十六条第二項又は第百九十三条の規定による補助金 （三）　義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）第二条又は第三条の規定による負担金 （四）　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十七条第三項の規定による補助金（交通安全施設等整備事業に係るものを除く。） （五）　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第七条第三号、第十一条第一項又は第十六条第一項の規定による補助金 （六）　震災特別法第七条の規定による補助金 （七）　特定非営利活動法人等被災者支援交付金 （八）　福島再生加速化交付金（公営企業に係る事業及び地方公共団体が実施する公的賃貸住宅の建設、買取り、改善等に係る事業に係るものを除く。） （九）　被災者支援総合交付金 （十）　情報通信基盤災害復旧事業費補助金 （十一）　公立諸学校建物其他災害復旧費補助金 （十二）　文化芸術振興費補助金 （十三）　障害者総合支援事業費補助金 （十四）　共同利用漁船等復旧支援対策費補助金 （十五）　漁港施設災害復旧事業費補助 （十六）　漁場等復旧支援対策費補助金 （十七）　水産業振興対策地方公共団体事業費補助金 （十八）　農業・食品産業強化対策推進交付金（放射性物質の影響緩和対策に係るものに限る。）	（十九）　農業・食品産業強化対策整備交付金（放射性物質の影響緩和対策に係るものに限る。） （二十）　農業用施設災害復旧事業費補助 （二十一）　農業用施設等災害関連事業費補助（公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。） （二十二）　農山漁村地域整備交付金（市町村が実施する防潮堤整備事業に係るものに限る。） （二十三）　農地災害復旧事業費補助 （二十四）　中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金 （二十五）　地域経済政策推進事業費補助金（自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業に係るものに限る。） （二十六）　河川等災害復旧事業費補助（公営企業に係る水道事業及び下水道事業に係るものを除く。） （二十七）　観光関連復興支援事業費補助金 （二十八）　ブルーツーリズム推進支援事業費補助金 （二十九）　地域公共交通確保維持改善事業費補助金 （三十）　復興庁設置法等改正法附則第八条の規定による補助金（管理の開始の日から起算して十年以内の公営住宅に対する事業に係るものに限る。） （三十一）　災害公営住宅特別家賃低減対策費補助 （三十二）　放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物処理事業に係るものに限る。）	（一）　警察法第三十七条第三項の規定による補助金（交通安全施設等整備事業に係るものに限る。） （二）　水産資源管理対策地方公共団体事業費補助金 （三）　農業・食品産業強化対策推進交付金（二の項（十八）に掲げるものを除く。） （四）　農業・食品産業強化対策整備交付金（二の項（十九）に掲げるものを除く。） （五）　農山漁村地域整備交付金（二の項（二十二）に掲げるものを除く。） （六）　社会資本整備総合交付金 （七）　循環型社会形成推進交付金

○法務省令第三十三号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月二十六日

法務大臣　小泉　龍司

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後		改正前	
活動	基準	活動	基準
法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動	一　申請人が次のいずれかに該当していること。 イ　申請人が本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、高等専門学校又は専修学校の専門課程に入学して教育を受けること（専ら日本語教育（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関	法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動	一　申請人が次のいずれかに該当していること。 イ　申請人が本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において十二年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校に入学して
［略］		［同上］	

の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号。以下「日本語教育機関認定法」という。）第一条に規定する日本語教育をいう。以下この項において同じ。）を受ける場合又は専ら夜間通学して若しくは通信により教育を受ける場合を除く。）。

ロ　申請人が本邦の大学に入学して、当該大学の夜間において授業を行う大学院の研究科において専ら夜間通学して教育を受けること。

ハ　申請人が本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、高等専門学校若しくは専修学校の専門課程に入学して専ら日本語教育を受けること又は高等学校（定時制を除き、中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の小学部、専修学校の高等課程若しくは一般課程若しくは各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関に入学して教育を受けること（専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除く。）。

二　［略］

二の二　申請人が教育を受けようとする教育機関が、当該教育機関において教育を受ける外国人の出席状況、法第十九条第一項の規定の遵守状況、学習の状況等を適正に管理する体制を整備していること。

三　［略］

四　申請人が高等学校において教育を受けようとする場合は、年齢が二十歳以下であり、かつ、教育機関において一年以上の日本語教育又は日本語による教育を受けていること。ただし、我が国の国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人、国立大学法人、学校法人、公益社団法人又は公益財団法人の策定した学生交換計画その他これに準ずる国際交流計画に基づき生徒として受け入れられて教育を受けようとする場合は、この限りでない。

四の二　［略］

五　申請人が専修学校又は各種学校において教育を受けようとする場合（専ら日本語教育を受けようとする場合を除く。）は、次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国から相当数の外国人を入学させて初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設立された教育機関において教育を受ける活動に従事する場合は、イに該当することを要しない。

イ　申請人が外国人に対する日本語教育を行う教育機関で法務大臣が文部科学大臣の意見を聴いて告示をもって定めるもの（以下この項において「告示日本語教育機関」という。）若しくは認定日本語教育機関（日本語教育機関認定法第三条第一項に規定する認定日本語教育を受けること（専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除く。）。

ロ　申請人が本邦の大学に入学して、当該大学の夜間において授業を行う大学院の研究科（当該大学が当該研究科において教育を受ける外国人の出席状況及び法第十九条第一項の規定の遵守状況を十分に管理する体制を整備している場合に限る。）において専ら夜間通学して教育を受けること。

ハ　申請人が本邦の高等学校（定時制を除き、中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の小学部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関に入学して教育を受けること（専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除く。）。

二　［同上］

［号を加える］

三　［同上］

四　申請人が高等学校において教育を受けようとする場合は、年齢が二十歳以下であり、かつ、教育機関において一年以上の日本語の教育又は日本語による教育を受けていること。ただし、我が国の国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人、国立大学法人、学校法人、公益社団法人又は公益財団法人の策定した学生交換計画その他これに準ずる国際交流計画に基づき生徒として受け入れられて教育を受けようとする場合は、この限りでない。

四の二　［同上］

五　申請人が専修学校又は各種学校において教育を受けようとする場合（専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く。）は、次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国から相当数の外国人を入学させて初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設立された教育機関において教育を受ける活動に従事する場合は、イに該当することを要しない。

イ　申請人が外国人に対する日本語教育を行う教育機関（以下「日本語教育機関」という。）で法務大臣が文部科学大臣の意見を聴いて告示をもって定めるものにおいて六か月以上の日本語の教育を受けた者、専修学校若しくは各種学校において教育を受けるに足りる日本

育機関をいう。）に置かれた留学のための課程（認定日本語教育機関認定基準（令和五年文部科学省令第四十号）第二条第一項に規定する留学のための課程をいう。以下この項において同じ。）において一年以上の日本語教育を受けた者、専修学校若しくは各種学校において教育を受けるに足りる日本語能力を試験により証明された者又は学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）において一年以上の教育を受けた者であること。	語能力を試験により証明された者又は学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）において一年以上の教育を受けた者であること。
ロ　［略］	ロ　［同上］
六　申請人が本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、高等専門学校、専修学校、各種学校又は設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において専ら日本語教育を受けようとする場合は、当該教育機関が告示日本語教育機関又は認定日本語教育機関であること（当該教育機関が認定日本語教育機関である場合にあっては、留学のための課程において日本語教育を受けるものに限る。）。	六　申請人が専修学校、各種学校又は設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において専ら日本語の教育を受けようとする場合は、当該教育機関が法務大臣が文部科学大臣の意見を聴いて告示をもって定める日本語教育機関であること。
七　削除	七　申請人が外国において十二年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関において教育を受けようとする場合は、当該機関が法務大臣が文部科学大臣の意見を聴いて告示をもって定めるものであること。
八　申請人が設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において教育を受けようとする場合（専ら日本語教育を受けようとする場合を除く。）は、当該教育機関が法務大臣が告示をもって定めるものであること。	八　申請人が設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において教育を受けようとする場合（専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く。）は、当該教育機関が法務大臣が告示をもって定めるものであること。
［略］	［同上］

備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月二十六日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して一年を経過する日までの間は、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（以下「新省令」という。）の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動（以下「留学活動」という。）の項の下欄第五号の規定中「一年以上の日本語教育」とあるのは「六か月以上の日本語教育」と読み替えるものとする。

第三条　出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第六条第二項の申請又は法第七条の二第一項の在留資格認定証明書の交付の申請を行った者（以下「申請人」という。）が、専ら聴講による教育を受ける研究生又は聴講生として大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校（以下「大学等」という。）に入学して専ら日本語教育（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第一条に規定する日本語教育をいう。）を受けようとする場合において、当該大学等が、施行日の一年前から施行日の前日までの間に、法別表第一の四の表の留学の在留資格をもって在留する外国人であって専ら日本語の教育を受けるものを受け入れていたものであるときは、施行日から令和十一年三月三十一日までの間は、当該申請については、新省令の留学活動の項の下欄第三号中「第一号イ又はロに該当し」とあるのは「第一号イからハまでのいずれかに該当し」と読み替えて、同号の規定を適用する。

第四条　申請人が、大学等に入学して専ら日本語教育を受けようとする場合（専ら夜間通学して又は通信により教育を受けようとする場合を除く。）において、当該大学等が、施行日の一年前から施行日の前日までの間に、法別表第一の四の表の留学の在留資格をもって在留する外国人であって専ら日本語の教育を受ける者を受け入れていたものであるときは、施行日から令和十一年三月三十一日までの間は、当該申請については、新省令の留学活動の項の下欄第六号の規定は、適用しない。

○法務省令第三十四号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項、第二十条第二項及び第二十一条第二項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月二十六日

法務大臣　小泉　龍司

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（臨時の報酬等） **第十九条の三**　法第十九条第一項第一号に規定する業として行うものではない講演に対する謝金、日常生活に伴う臨時の報酬その他の報酬は、次の各号に定めるとおりとする。 ［一・二　略］ 三　留学の在留資格をもつて在留する者で大学又は高等専門学校（第四学年、第五学年及び専攻科に限る。）において教育を受けるもの（専ら日本語教育（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第一条に規定する日本語教育をいう。以下同じ。）を受けるものを除く。）が当該大学又は高等専門学校との契約に基づいて行う教育又は研究を補助する活動に対する報酬 **別表第三の六**（第二十一条、第二十一条の三関係）	（臨時の報酬等） **第十九条の三**　法第十九条第一項第一号に規定する業として行うものではない講演に対する謝金、日常生活に伴う臨時の報酬その他の報酬は、次の各号に定めるとおりとする。 ［一・二　同上］ 三　留学の在留資格をもつて在留する者で大学又は高等専門学校（第四学年、第五学年及び専攻科に限る。）において教育を受けるものが当該大学又は高等専門学校との契約に基づいて行う教育又は研究を補助する活動に対する報酬 **別表第三の六**（第二十一条、第二十一条の三関係）
［略］	［同上］

在留資格	活動	資料
留学	法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動	一　教育を受けている機関からの在学証明書及び成績証明書（申請人が大学若しくはこれに準ずる機関、高等専門学校若しくは専修学校の専門課程（専ら日本語教育を受ける場合に限る。）、高等学校若しくは特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校若しくは設備及び編成に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動を行つている場合にあつては出席状況を記載した成績証明書、申請人が中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の中学部又は小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の小学部において教育を受ける活動を行つている場合にあつては出席状況を証する文書） ［二・三　略］
［略］		

在留資格	活動	資料
［同上］		
留学	法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動	一　教育を受けている機関からの在学証明書及び成績証明書（申請人が高等学校若しくは特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校若しくは設備及び編成に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動を行つている場合にあつては出席状況を記載した成績証明書、申請人が中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の中学部又は小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の小学部において教育を受ける活動を行つている場合にあつては出席状況を証する文書） ［二・三　同上］
［同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

申請人等作成用２　　Ｐ（「留学」）

22　通学先
(1)名　称

(2)所在地　　(3)電話番号

23　修学年数（小学校～最終学歴）　　年

24　最終学歴（又は在学中の学校）
(1)在籍状況　□ 卒業　□ 在学中　□ 休学中　□ 中退

□ 大学院（博士）　□ 大学院（修士）　□ 大学　□ 短期大学　□ 専門学校

□ 高等学校　□ 中学校　□ 小学校　□ その他（　　）

(2)学校名　　(3)卒業又は卒業見込み年月　　年　　月

25　経歴（直近5年の職歴及び学歴（高等学校卒業以降のものに限る）を記入）

始期		終期		経歴	始期		終期		経歴
年	月	年	月		年	月	年	月	

26　日本語能力（専修学校又は各種学校において日本語教育以外の教育を受ける場合に記入）
□ 試験による証明
(1)試験名　　(2)級又は点数

□ 日本語教育を受けた教育機関及び期間
機関名

期間:　　年　　月　から　　年　　月　まで

□ その他

27　日本語学習歴（高等学校において教育を受ける場合に記入）
日本語教育又は日本語による教育を受けた教育機関及び期間
機関名

期間:　　年　　月　から　　年　　月　まで

28　滞在費の支弁方法等（生活費、学費及び家賃等について記入すること。）※複数選択可
(1)支弁方法及び月平均支弁額
□ 本人負担　　円　□ 在外経費支弁者負担　　円

□ 在日経費支弁者負担　　円　□ 奨学金　　円

□ その他　　円

(2)経費支弁者（複数人いる場合は全てについて記入すること。）※任意様式の別紙可
①氏　名

②住　所　　電話番号

③職業（勤務先の名称）　　電話番号

④年　収　　円

別記第六号の三様式申請人等作成用２　Ｐ（「留学」）を次のように改める。

所属機関等作成用１　Ｐ（「留学」）

別記第六号の三様式所属機関作成用１　Ｐ（「留学」）を次のように改める。

1　入学する外国人の氏名

2　通学先
(1)学校名

(2)所在地

電話番号

(3)法人名

(4)法人番号(13桁)

(5)授業形態
☐ 昼間制　☐ 昼夜間制　☐ 夜間制

☐ サテライト制（双方向通信による遠隔授業を受ける場合に記入）

☐ 通信制（単位の一部をビデオ又はインターネット等による教育により取得できる場合を含む。）

(6)生活指導担当者名（通学先が専修学校、各種学校、中学校又は小学校の場合に記入）

(7)学生交換計画の有無及び当該計画の策定主体　有・無
（通学先が高等学校、中学校又は小学校の場合に記入）
☐ 国又は地方公共団体の機関　☐ 独立行政法人　☐ 国立大学法人　☐ 学校法人
☐ 公益社団法人又は公益財団法人　☐ その他（

3　入学年月日　年　月　日

4　週間授業時間(予定を含む。)　時間

5　在籍区分
☐ 大学院（博士）　☐ 大学院（修士）
☐ 大学院（非正規生 /専ら聴講によらない）　☐ 大学院（非正規生/専ら聴講による）
☐ 大学（正規生）　☐ 大学（非正規生/専ら聴講によらない）　☐ 大学（非正規生/専ら聴講による）
☐ 短期大学(正規生)　☐ 短期大学(非正規生/専ら聴講によらない)
☐ 短期大学(非正規生/専ら聴講による)　☐ 高等専門学校
☐ 専修学校（専門課程）　☐ 専修学校（高等課程）
☐ 専修学校（一般課程）　☐ 各種学校
☐ 日本語教育機関（大学）　☐ 日本語教育機関(短期大学)
☐ 日本語教育機関（専修学校）　☐ 日本語教育機関（各種学校）
☐ 日本語教育機関（その他）
☐ 高等学校　☐ 中学校　☐ 小学校　☐ その他（　）

所属機関等作成用２　　Ｐ（「留学」）

6　学部・課程
（5で大学院、大学、短期大学（いずれも非正規生を含む）を選択した場合に記入）

☐ 法学　☐ 経済学　☐ 政治学　☐ 商学　☐ 経営学　☐ 文学

☐ 語学　☐ 社会学　☐ 歴史学　☐ 心理学　☐ 教育学　☐ 芸術学

☐ その他人文・社会科学（　　）　☐ 理学　☐ 化学　☐ 工学

☐ 農学　☐ 水産学　☐ 薬学　☐ 医学　☐ 歯学

☐ その他自然科学（　　）　☐ 体育学　☐ その他（　　）

7　所属予定の研究室（5で大学院を選択した場合に記入）
(1)研究室名

(2)指導教員氏名

8　専門課程名称（5で高等専門学校～各種学校を選択した場合に記入）

☐ 工業　☐ 農業　☐ 医療・衛生　☐ 教育・社会福祉　☐ 法律

☐ 商業実務　☐ 服飾・家政　☐ 文化・教養　☐ その他（　　）

9　仲介業者又は仲介者
(1)名称

(2)住所

(3)本国政府による登録番号（ベトナムの場合に記入）

10　卒業年月（予定）　　年　　月
（交換留学生の場合、11に交換留学受入満了年月を記入）

11　交換留学受入満了年月　　年　　月

12　留学生の出席状況、出入国管理及び難民認定法第19条第1項の規定の遵守状況、学習の状況等の管理体制の有無　　有・無

以上の記載内容は事実と相違ありません。
教育機関名、代表者氏名の記名／申請書作成年月日

年　　月　　日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。

別記第六号の三様式所属機関作成用２　Ｐ（「留学」）を次のように改める。

申請人等作成用２　Ｐ（「留学」）

17　通学先
(1)名　称

(2)所在地　(3)電話番号

（18及び19は在留資格変更許可申請又は進学若しくは転学の場合に記入）
18　修学年数（小学校～最終学歴）　年

19　最終学歴（又は在学中の学校）
(1)在籍状況　☐ 卒業　☐ 在学中　☐ 休学中　☐ 中退

☐ 大学院（博士）　☐ 大学院（修士）　☐ 大学　☐ 短期大学　☐ 専門学校

☐ 高等学校　☐ 中学校　☐ 小学校　☐ その他（　）

(2)学校名　(3)卒業又は卒業見込み年月　年　月

20　日本語能力（専修学校又は各種学校において日本語教育以外の教育を受ける場合に記入）

☐ 試験による証明
(1)試験名　(2)級又は点数

☐ 日本語教育を受けた教育機関及び期間
機関名

期間:　年　月　から　年　月　まで

☐ その他

21　日本語学習歴（高等学校において教育を受ける場合に記入）

日本語教育又は日本語による教育を受けた教育機関及び期間

機関名

期間:　年　月　から　年　月　まで

22　滞在費の支弁方法等（生活費、学費及び家賃等全てについて記入すること。）※複数選択可

(1)支弁方法及び月平均支弁額
☐ 本人負担　円　☐ 在外経費支弁者負担　円

☐ 在日経費支弁者負担　円　☐ 奨学金　円

☐ その他　円

(2)送金・携行等の別
☐ 外国からの携行　円　☐ 外国からの送金　円

（携行者　携行時期　）☐ その他　円

(3)経費支弁者（複数人いる場合は全てについて記入すること。）※任意様式の別紙可
①氏　名

②住　所　電話番号

③職業（勤務先の名称）　電話番号

④年　収　円

別記第三十号様式申請人等作成用２　Ｐ（「留学」）を次のように改める。

所属機関等作成用１　　Ｐ（「留学」）

別記第三十号様式所属機関作成用１　Ｐ（「留学」）を次のように改める。

1　在学中又は入学予定の外国人の氏名及び在留カード番号
(1)氏 名　　(2)在留カード番号

2　通学先
(1)学校名

(2)所在地

電話番号

(3)法人名　　(4)法人番号(13桁)

(5)授業形態
☐ 昼間制　☐ 昼夜間制　☐ 夜間制

☐ サテライト制（双方向通信による遠隔授業を受ける場合に記入）

☐ 通信制（単位の一部をビデオ又はインターネット等による教育により取得できる場合を含む。）

(6)生活指導担当者名（通学先が専修学校、各種学校、中学校又は小学校の場合に記入）

(7)学生交換計画の有無及び当該計画の策定主体　　有・無
（通学先が高等学校、中学校又は小学校の場合に記入）
☐ 国又は地方公共団体の機関　☐ 独立行政法人　☐ 国立大学法人　☐ 学校法人
☐ 公益社団法人又は公益財団法人　☐ その他（　　）

3　入学年月日　　年　　月　　日

4　週間授業時間(予定を含む。)　　時間

5　在籍区分
☐ 大学院（博士）　☐ 大学院（修士）
☐ 大学院（非正規生/専ら聴講によらない）　☐ 大学院（非正規生/専ら聴講による）
☐ 大学（正規生）　☐ 大学（非正規生/専ら聴講によらない）　☐ 大学（非正規生/専ら聴講による）
☐ 短期大学（正規生）　☐ 短期大学（非正規生/専ら聴講によらない）
☐ 短期大学（非正規生/専ら聴講による）　☐ 高等専門学校
☐ 専修学校（専門課程）　☐ 専修学校（高等課程）
☐ 専修学校（一般課程）　☐ 各種学校
☐ 日本語教育機関（大学）　☐ 日本語教育機関（短期大学）
☐ 日本語教育機関（専修学校）　☐ 日本語教育機関（各種学校）
☐ 日本語教育機関（その他）
☐ 高等学校　☐ 中学校　☐ 小学校　☐ その他（　　）

所属機関等作成用２　Ｐ（「留学」）

6　学部・課程
（5で大学院、大学、短期大学（いずれも非正規生を含む）を選択した場合に記入）

☐ 法学　☐ 経済学　☐ 政治学　☐ 商学　☐ 経営学　☐ 文学

☐ 語学　☐ 社会学　☐ 歴史学　☐ 心理学　☐ 教育学　☐ 芸術学

☐ その他人文・社会科学（　　）　☐ 理学　☐ 化学　☐ 工学

☐ 農学　☐ 水産学　☐ 薬学　☐ 医学　☐ 歯学

☐ その他自然科学（　　）　☐ 体育学　☐ その他（　　）

7　所属予定の研究室（5で大学院を選択した場合に記入）
(1)研究室名

(2)指導教員氏名

8　専門課程名称（5で高等専門学校～各種学校を選択した場合に記入）

☐ 工業　☐ 農業　☐ 医療・衛生　☐ 教育・社会福祉　☐ 法律

☐ 商業実務　☐ 服飾・家政　☐ 文化・教養　☐ その他（　　）

9　卒業年月（予定）　年　月
（交換留学生の場合、10に交換留学受入満了年月を記入）

10　交換留学受入満了年月　年　月

11　留学生の出席状況、出入国管理及び難民認定法第19条第1項の規定の遵守状況、学習の状況等の管理体制の有無　有・無

以上の記載内容は事実と相違ありません。
教育機関名、代表者氏名の記名／申請書作成年月日

年　月　日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。

別記第三十号様式所属機関作成用２　Ｐ（「留学」）を次のように改める。

申請人等作成用２　　Ｐ（「留学」）

17　通学先
(1)名　称

(2)所在地　　(3)電話番号

（18及び19は在留資格変更許可申請又は進学若しくは転学の場合に記入）
18　修学年数（小学校～最終学歴）　　年

19　最終学歴（又は在学中の学校）
(1)在籍状況　□ 卒業　□ 在学中　□ 休学中　□ 中退

□ 大学院（博士）　□ 大学院（修士）　□ 大学　□ 短期大学　□ 専門学校

□ 高等学校　□ 中学校　□ 小学校　□ その他（　　）

(2)学校名　　(3)卒業又は卒業見込み年月　　年　　月

20　日本語能力（専修学校又は各種学校において日本語教育以外の教育を受ける場合に記入）

□ 試験による証明
(1)試験名　　(2)級又は点数

□ 日本語教育を受けた教育機関及び期間
機関名

期間:　　年　　月　から　　年　　月　まで

□ その他

21　日本語学習歴（高等学校において教育を受ける場合に記入）

日本語教育又は日本語による教育を受けた教育機関及び期間

機関名

期間:　　年　　月　から　　年　　月　まで

22　滞在費の支弁方法等（生活費、学費及び家賃等全てについて記入すること。）※複数選択可

(1)支弁方法及び月平均支弁額
□ 本人負担　　円　□ 在外経費支弁者負担　　円

□ 在日経費支弁者負担　　円　□ 奨学金　　円

□ その他　　円

(2)送金・携行等の別
□ 外国からの携行　　円　□ 外国からの送金　　円

（携行者　　携行時期　　）□ その他　　円

(3)経費支弁者（複数人いる場合は全てについて記入すること。）※任意様式の別紙可
①氏　名

②住　所　　電話番号

③職業（勤務先の名称）　　電話番号

④年　収　　円

別記第三十号の二様式申請人等作成用２　Ｐ（「留学」）を次のように改める。

所属機関等作成用１　Ｐ（「留学」）

別記第三十号の二様式所属機関作成用１　Ｐ（「留学」）を次のように改める。

1　在学中又は入学予定の外国人の氏名及び在留カード番号
(1)氏 名　　(2)在留カード番号

2　通学先
(1)学校名

(2)所在地

電話番号

(3)法人名　　(4)法人番号(13桁)

(5)授業形態
☐ 昼間制　☐ 昼夜間制　☐ 夜間制
☐ サテライト制（双方向通信による遠隔授業を受ける場合に記入）
☐ 通信制（単位の一部をビデオ又はインターネット等による教育により取得できる場合を含む。）

(6)生活指導担当者名（通学先が専修学校、各種学校、中学校又は小学校の場合に記入）

(7)学生交換計画の有無及び当該計画の策定主体　有・無
（通学先が高等学校、中学校又は小学校の場合に記入）
☐ 国又は地方公共団体の機関　☐ 独立行政法人　☐ 国立大学法人　☐ 学校法人
☐ 公益社団法人又は公益財団法人　☐ その他（　　）

3　入学年月日　　年　　月　　日

4　週間授業時間(予定を含む。)　　時間

5　在籍区分
☐ 大学院（博士）　☐ 大学院（修士）
☐ 大学院（非正規生/専ら聴講によらない）　☐ 大学院（非正規生/専ら聴講による）
☐ 大学（正規生）　☐ 大学（非正規生/専ら聴講によらない）　☐ 大学（非正規生/専ら聴講による）
☐ 短期大学（正規生）　☐ 短期大学（非正規生/専ら聴講によらない）
☐ 短期大学（非正規生/専ら聴講による）　☐ 高等専門学校
☐ 専修学校（専門課程）　☐ 専修学校（高等課程）
☐ 専修学校（一般課程）　☐ 各種学校
☐ 日本語教育機関（大学）　☐ 日本語教育機関（短期大学）
☐ 日本語教育機関（専修学校）　☐ 日本語教育機関（各種学校）
☐ 日本語教育機関（その他）
☐ 高等学校　☐ 中学校　☐ 小学校　☐ その他（　　）

所属機関等作成用２　　Ｐ（「留学」）

6　学部・課程
（5で大学院、大学、短期大学（いずれも非正規生を含む）を選択した場合に記入）

☐ 法学　☐ 経済学　☐ 政治学　☐ 商学　☐ 経営学　☐ 文学

☐ 語学　☐ 社会学　☐ 歴史学　☐ 心理学　☐ 教育学　☐ 芸術学

☐ その他人文・社会科学（　　）　☐ 理学　☐ 化学　☐ 工学

☐ 農学　☐ 水産学　☐ 薬学　☐ 医学　☐ 歯学

☐ その他自然科学（　　）　☐ 体育学　☐ その他（　　）

7　所属予定の研究室（5で大学院を選択した場合に記入）
(1)研究室名

(2)指導教員氏名

8　専門課程名称（5で高等専門学校～各種学校を選択した場合に記入）

☐ 工業　☐ 農業　☐ 医療・衛生　☐ 教育・社会福祉　☐ 法律

☐ 商業実務　☐ 服飾・家政　☐ 文化・教養　☐ その他（　　）

9　卒業年月（予定）　　年　　月
（交換留学生の場合、10に交換留学受入満了年月を記入）

10　交換留学受入満了年月　　年　　月

11　留学生の出席状況、出入国管理及び難民認定法第19条第1項の規定の遵守状況、学習の状況等の管理体制の有無　　有・無

以上の記載内容は事実と相違ありません。
教育機関名、代表者氏名の記名／申請書作成年月日

年　　月　　日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。

別記第三十号の二様式所属機関作成用２　Ｐ（「留学」）を次のように改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年四月二十六日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書は、この省令の施行の後においても、当分の間、それぞれこの省令の改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書とみなす。

3　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。